

## コミュニケーション支援の進め方

### ～通訳者派遣事業と有料化を考える～

障害者自立支援法では、手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳設置事業等のコミュニケーション支援事業は、10月1日から地域生活支援事業として実施されます。事業は市町村の義務的（必須）事業に位置づけられており、私たちの運動の取り組みと、自治体の判断が不可分の関係になります。

手話通訳の有料化問題は、原則1割負担を求める、障害者自立支援法の施行を背景にしているだけに、「コミュニケーション保障は基本的人権そのものである」ことを、しっかりと訴え、有料化阻止の働きかけを地域から起こしていただきたいと思います。その第一歩の学習会を下記の日時に開催します。

当日は各地区の通訳者派遣事業の実務担当者に集まっていただき、派遣事業の現状と課題を意見交換するとともに、有料化問題への対応を協議する予定です。多数の手話関係者の参加を心から呼びかけます。

#### 記

日時 7月8日（土） 10時～15時

場所 山口県聴覚障害者情報センター

日程 10時～12時 各地区の派遣事業の課題を話し合う  
12時～13時 昼食・休憩  
13時～15時 コミュニケーション支援への対応について討議

参加費 全通研・県ろうあ連盟会員 200円  
非会員 500円

※ 昼食を希望される方は500円で幹旋します。7月3日（月）までに支部事務局（内田 TEL&FAX 0836-83-1766）へお申込みください。